平成２４年（フ）第１０４号
福岡県みやま市高田町下楠田2000番地253
フォレストヒルズ102号
債務者　下川　忠治
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第１２３号
山口県周南市古市１丁目６番31号　コーポ河村202号
債務者　松谷　弘美
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１２７７号
千葉市中央区都町1178番地６　エスポワール千葉401号
債務者　佐野　菜摘（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２８９号
千葉県船橋市芝山５丁目34番３号ハイツリーハイムＢ棟101号
債務者　金子　真香
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２９５号
千葉市若葉区千城台東４丁目２番４号　コーポ若葉203号
債務者　西野　武志
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３０４号
千葉県市原市菊間571番地　市営並木住宅１棟303号
債務者　田庭　　朱
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３１１号
千葉県八千代市村上1113番地１　３街区１棟503号
債務者　梅林　智也
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３４４号
千葉県船橋市丸山２丁目18番20号
債務者　杉山　桂一
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３５９号
千葉県船橋市本町５丁目７番３号　小田コーポ101号
債務者　坂東　宏俊
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３９０号
千葉市若葉区みつわ台５丁目21番19号
債務者　宮本　　悦
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４０６号
千葉市中央区白旗１丁目４番７棟103号
債務者　冨澤美惠子
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２５３号
長野県安曇野市三郷温５－１ダイヤモンドディアス水谷Ｂ201号室
債務者　松澤　　斉
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第５５１０号
大阪市西成区北津守１丁目６番１―205号
債務者　矢野　一惠
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８７７号
大阪市平野区長吉長原１丁目４番９―302号長吉コーポ
債務者　田仲　秀豪
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９９７号
大阪府守口市藤田町３丁目22番11―106号、前住所大阪府守口市金田町２丁目55番３―406号
債務者　村井絵里香
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２３９号
大阪市城東区今福西３丁目11番14号
債務者　中西　正美
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２４３号
大阪市阿倍野区西田辺町２丁目11番７―210号
債務者　中原　英明
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部